

## 船舶インシデント調査報告書

平成23年3月3日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成22年8月14日（土） 16時15分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市成生岬北西方沖 成生岬灯台から真方位298° 3.56海里（M）付近 （概位 北緯35° 37.8′ 東経135° 23.9′）
インシデント調査の経過	平成22年9月3日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ダイビングボート <sup>しんたに</sup> 新谷、5トン未満 251-18612 京都、個人所有 11.06m (Lr) × 2.71m × 0.83m、FRP ディーゼル機関、235kW、平成11年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年4月27日 免許証交付日 平成21年3月24日 （平成26年4月26日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機直結冷却海水ポンプのゴムインペラ損傷
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、ダイビングインストラクター3人及びダイバー7人が同乗し、若狭湾にある舞鶴市所在の冠島周辺でのダイビングを終え、主機の回転数を徐々に上げて増速しながら舞鶴港へ帰航中、平成22年8月14日16時15分ごろ、成生岬灯台から真方位298° 3.56M付近において、主機冷却清水の高温警報が作動した。 船長は、主機の回転数を下げてクラッチを中立にしたが、冷却清水温度が100℃以下に復帰せず、帰港地まで相当な距離があり、日暮れも近くなることから、16時30分ごろ海上保安部に救助を要請した。 本船は、17時50分ごろ来援した巡視艇にえい航され、19時30分ごろ舞鶴港に帰航した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：平穏（湾内で風速1.0m/sの風）
その他の事項	船長及び同乗者は、全員救命胴衣を着用していた。 本船の主機冷却水システムは、冷却清水を海水で冷却する間接冷却方式であった。 本インシデント後、主機を点検した結果、直結する冷却海水ポンプのゴ

	<p>ムインペラの軸受ブッシュが損傷し、本来一体であるべきインペラ部とブッシュ部とが分離して「滑り」を生じていたことが判明した。</p> <p>冷却海水ポンプのゴムインペラは、約半年前に新替されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、成生岬北西方沖を航行中、主機の冷却海水が不足して冷却清水を冷却できなくなり、冷却清水温度が上昇して高温警報が作動し、主機の運転を継続できなくなったものと考えられる。</p> <p>本船は、主機冷却海水ポンプのゴムインペラが損傷して、冷却海水が不足するようになったものと考えられる。</p> <p>冷却海水ポンプのゴムインペラは、約半年前に新替されており、軸受ブッシュが損傷してインペラ部とブッシュ部とが分離した要因を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、成生岬北西方沖を航行中、主機冷却海水ポンプが損傷したため、主機の冷却海水が不足して冷却清水を冷却できなくなり、冷却清水温度が上昇して主機の運転を継続できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>	